

防災関連法律の基礎知識と災害医療

2013年10月 1日

二本松自治会長 荒井 清勝

1. 災害対策基本法と災害救助法

(1) 災害対策基本法:日本の防災・危機管理の基本的な事項を定めた法律。

1959年伊勢湾台風を契機として1961年11月に公布された。国や地方公共団体等の責務や組織、防災計画の作成義務、財政金融措置等を定めている。

・内閣総理大臣を会長とする中央防災会議で防災基本計画を作成、実施の推進

・防災対策の第1次的責務は、市町村にある(防災における市町村中心の原則)

(注)国民保護法:武力攻撃等の察知、警戒態勢整備機能は国にあるので国民保護法は、国中心

・都道府県や市町村の地域防災計画の作成・実施

・市町村長による都道府県知事に対する自衛隊の災害派遣要請、自衛隊の自主派遣も可能

・区域を指定して交通規制が可能

・運転者の取るべき措置、警察官による緊急車両の通行確保のための措置を規定

・高齢者、障害者等、特に配慮を要する人(災害時要援護者)への必要な措置(「避難準備情報」創設)

・自主防災組織の育成

(2) 災害救助法:被災者救済の法律

・災害直後の応急的な生活の救済を目的とするため現物支給(法23条)

食料制限を受けている人用の食事は、準備されていません。食券制度もありません。

・炊き出し:1人1日1,010円以内

・災害救助法の救助活動は、被災者が仮設住宅(発災後20日以内建設着工)へ入居するまで

・応急仮設住宅(限度9坪、限度額240万1000円以内)の居住期間は原則2年以内

・応急仮設住宅の使用料=無料、水道・光熱費=入居者負担

・必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する(強制)従事命令権有り

・救助に要した費用は、原則各都道府県負担(積立金による負担)

(3) 災害弔慰金法:1市町村で住居が5世帯以上滅失した災害時

・負担割合 国=1/2、都道府県=1/4、市区町村=1/4(積立金制度)

・生計維持者の死亡=500万円(重度障害者=250万円)

・その他の人の死亡=250万円(重度障害者=125万円)

2. 救助物資の配布

(1) 災害救助法により設置された避難所に食料・飲料水・衣服等の(現物)供与

(2) 自治会、マンション管理組合宛に、食料・飲料水・生活物資等が配布される事は有りません!

(3) 五中には和室が有りません。福祉避難所は、介護職員の手当が出来てから開所されます。

(4) 避難所では、介護保険は適用されません。介護職員を配置する事は、有りません。

3. 災害医療

(1) 最優先課題:「如何にして救う事の出来る命を救うか」

阪神・淡路大震災の生き埋め≒約35,000人→80%は、近隣住民が救出。内80%生存!(共助)72時間以内に救出しないと生存はほぼ無理。

(2) 阪神・淡路大震災では、1日目→外傷 2日目→外傷+疾病 5日目→疾病のみ

(3) 医療救護所では、治療・搬送の選別(トリアージと言う)が行われます。五中設置の医療救護所(医師1+看護師2)は、簡単な治療(手術は出来ない!)と選別(治療と搬送)のみ実施。現在検討中。

(4) 避難所生活の長期化→災害関連死(環境悪化による持病の悪化、常用薬の不足による発症、等)

(5) 避難所の高齢者は、トイレに行かなくてすむよう水分を取らない人が多い→水分不足→血栓を生じ易く脳梗塞、心筋梗塞を起こし易い(災害関連死)

乗用車内での避難→エコノミークラス症候群(深部静脈血栓)に成り易い(死亡例有)